

大分県エコアクション21認証取得事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進するため、エコアクション21の認証を新規に取得した事業者に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エコアクション21 エコアクション21中央事務局が、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に定める規格に適合する環境マネジメントシステムを認証・登録する制度をいう。
- (2) 補助事業者 県内に事業所を有し、エコアクション21の新規認証・登録を受けた事業者をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、エコアクション21の新規認証・登録に要した経費のうち、次に掲げる経費とする。

- イ エコアクション21審査人に支払う審査料
- ロ 審査人の交通費及び宿泊費等
- ハ エコアクション21中央事務局に支払う認証・登録料

- (2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第4条 規則第3条第1項及び第12条の規定による申請並びに実績報告は、補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) エコアクション21認証・登録証の写し
- (4) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (5) 登記事項証明書
- (6) 環境活動レポート(任意様式)
- (7) 誓約書(別紙)
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。
- (3) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定兼額の確定）

第6条 規則第6条及び第13条による通知は、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定兼額の確定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出部数等）

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は2部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、平成27年度の予算に係るエコアクション21認証取得事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。